

件 名	4陳情第16号 陳情書
<p>【趣 旨】 「瑞穂町議会会議規則」に「委員長の討論」の条項を加える改正を求める。</p> <p>【(委員長の討論) 第〇〇条 委員長が委員としての権限を行使しようとするときは、委員席に着かなければならない。 2 委員長が委員としての権限を行使したときは、その問題の表決が終わるまで委員長席に復することができない。】</p> <p>【原 因】 1 全国市議会議長会が作成した「標準市議会会議規則」に「委員長の発言」の条項がある。 2 瑞穂町議会が制定した「瑞穂町議会会議規則」に「委員長の発言」の条項がない。</p> <p>【理 由】 1 日本は法治国であり、法令遵守が求められる。法令に規定がなければ、当該権限の行使はできない。 2 瑞穂町議会が制定した「瑞穂町議会会議規則」に「委員長の討論」の条項がないから、瑞穂町議会の各委員長は、委員会において当該委員長が委員席に移席して、委員としての権限を行使することができない。 3 全国市議会議長会が作成した「標準市議会会議規則」に「委員長の発言」の条項があり、これに準じて会議規則を制定している全国各市議会の各委員長は「委員会において、委員長席から委員席に移席して委員としての権限を行使することができる」ことと比較して瑕疵が認められるから、瑞穂町議会会議規則の改正が必要である。</p>	

※原文のまま掲載しています。